

第 1 4 4 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 1 9 年 1 0 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分 ~
場 所	群馬県庁 7 階審議会室

第144回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成19年10月23日 午後1時30分～
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 今井貴子 原田寛明 田口佐知雄
北橋建治（代理 庵直） 藤田昌宏（代理 勝本光久）
安原敬裕（代理 星野朗） 荒木喜一郎（代理 久保浩昭）
渡部節男（代理 小竹稔） 折田康徳（代理 櫻井忠信）
針ヶ谷照夫
原富夫 腰塚誠 塚越紀一 松本耕司 関口茂樹
宮田和夫
- 4 欠席委員 藤生洋子 松浦幸雄 織田沢俊幸 高橋正
- 5 事務局幹事出席者
（都市計画課）重田課長 宮崎次長 北爪次長
（建築住宅課）田部井次長
- 6 補助説明者等
群馬県廃棄物政策課 太田市建築指導課 前橋市区画整理第二課
- 7 議案
第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第2号議案 前橋都市計画事業二中地区（第一）土地区画整理事業において定めた設計の概要に対する意見書について
報告事項 群馬県都市計画提案手続き要領について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第144回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただいまから第144回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は群馬県都市計画課長の重田と申します。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日出席をお願いいたしました委員の皆様は22名でございますが、現在17名の委員の方が出席されております。今井委員が若干遅れて到着する予定ですので、18名の出席の予定です。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条1項の規定による定足数、2分の1以上でございますが、それに達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、5名の委員の方に今回異動がありましたので、事務局の方からご報告いたします。

(事務局)

それではご報告をさせていただきます。お手元に1枚紙の資料、群審報第86号、これをお配りしておりますが、それをご覧頂きたいと思っております。群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に定める関係行政機関の委員に5名の異動がございました。

中島威夫委員に替わりまして北橋建治委員が、脇本眞也委員に替わりまして藤田昌宏委員が、大藪謙治委員に替わりまして安原敬裕委員が、伊藤健一委員に替わりまして荒木喜一郎委員が、深沢康男委員に替わりまして渡部節男委員がそれぞれ就任されております。

(事務局)

それでは開会に当たりまして、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

本日は第144回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中をお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、審議案件が2件、報告事項が1件の合計3件でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議事録署名人を2人指名させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

今井委員がまだ見えてませんが、若干遅れるとの電話がありましたので、予定どおり、今井委員と原田委員、よろしくお願いいたします。

(今井委員着席)

(議長)

これより議事に入ります。なお、議事の進め方でございますが、本日上程の2議案につきましては、いずれも単独上程といたします。議案の説明は幹事からいたしますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議案の審議に入ります前に本日の審議会を公開とするか否かについてご検討をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。本日の議案中、第2号議案「前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」は、意見書提出者の住

所、氏名及び所有する土地の地番が、群馬県情報公開条例第14条の個人に関する情報に該当しますが、意見書の内容には、非開示情報は含まれておりません。

そこで審議に当たりましては、意見書提出者の氏名等を伏せてご審議頂くことで、公開が可能であると考えております。

なお、本日の議案の添付資料につきましては、意見書要旨に加えまして、意見書本文の写しを資料3として、配布してございますが、この資料3につきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、よろしく申し上げます。また、その他の議案等につきましては、非公開とするような情報は含まれておりません。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開審議とするよう提案させていただきます。

(議長)

よろしゅうございますか。

ただいまの説明のとおり、本日の議案につきましては、2号議案について意見書提出者の氏名等を隠してご審議頂くということで、いずれも公開するという提案でございます。公開することについてご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

(「異議なし」の声。)

(議長)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開として、傍聴を認めることといたします。

事務局は傍聴者を入場させてください。

(「報道・傍聴者入場」)

(議長)

それでは、事務局から傍聴者についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が3名、報道関係者が2名、以上5名となっております。

(議長)

それでは、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。傍聴要領に反する行為をされた場合には、退場して頂きます。

報道の方につきましては、ただいまより写真の撮影を許可します。

「産業廃棄物処理施設の事前協議における住民合意の説明について」

(議長)

それでは、ただいまから議案の審議を行います。

本日の第1号議案は、産業廃棄物処理施設に関するものでございますが、前回の審議会において、住民合意の取り方について一部不明な点がございました。

そこで、今回は議案の審議に先立ちまして、産業廃棄物処理施設の事前協議を所管しております、廃棄物政策課の担当者に事前協議における住民合意書の取扱い、同意とも言いますが、このことについてご説明をお願いしております。それでは準備ができましたら、説明をお願いします。

(廃棄物政策課)

廃棄物政策課の根岸と申します。お時間をお借りしまして、住民合意についてご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

廃棄物処理施設について、当審議会に諮る機会というのが最近増えているわけですが、その中で住民の合意が必要であったり、あるいは必要でなかったりというようなことがあってですね、その辺について私の方から説明をさせていただきます。

合意書については、廃棄物処理施設を設置するのに際して、県の事前協議の規程というのがあります。それに基づく手続きを行うことになっております。その事前協議の手続きの中で、合意が定められているわけですが、事前協議の手続きの省略という運用をしております。それによって合意が必要であったり、あるいは、省略されたりというようなことになっております。

それではまず、お手元の資料の「資料1-1」「資料1-2」に基づいて説明させていただきます。

まず「資料1-1」、1ページ目をご覧くださいと思います。先ほどご説明しました「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」というものの中に、合意書が位置づけられております。

この規程は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、特に最終処分場の建設に際して多いんですけども、様々な紛争が発生をしております。そのような紛争を予防して、関係者合意の上で、こうした廃棄物処理施設を生活環境保全上、十分配慮した施設設置を進めるといった観点で、昭和56年から行政指導規程として導入しております。

現行の規程は平成11年の規程改正によって、制定されたもので、関係の市町村をはじめとして、各関係機関との調整を図りながら運用をしているところであります。

2番の合意書の取得の制度なのですが、事前協議規程の中に、次の合意書の取得を求めています。まず、としまして「土地所有者」、としまして「敷地境界から20メートル以内にある土地の所有者」、としまして「50メートル以内に住んでいる人の全員」、としまして「敷地境界から300メートル以内に住んでいる人の5分の4」と、そして「その他水利権者等」と、通常はこういった合意書の取得が定められております。

それでは1枚めくって、3ページを見て頂けますか。廃棄物処理施設の設置に係る手続きをフローチャートで表したものです。まずは上の丸い網掛けで囲まれた部分、この部分が先ほどご説明しました、事前協議に基づく手続きになります。この手続きが終了した後、下の四角い網掛けの部分、これが廃棄物処理法に基づく手続きということになります。

まずは事前協議に基づく手続きがあり、続いて法律の手続きがあるという順番で進められることとなります。

1ページめくって頂いて、事前協議にかかる部分の詳細をフローチャートにしたものが4ページになります。事前協議の概要について細かく説明していくと、時間がないので、まず、1番上から事前協議書が提出されます。下に向かって流れるわけですが、現地調査があったり、あるいは説明会があったり、関係市町村長の意見を聴いたり、真ん中の当たりで技術指導・審査会ということで、申請内容について、県の方で技術的な内容の審査を行うということです。それからずっと下にいきまして、矢印が書いてあります。「合意書の取得指示」というのがあります。ここで先ほどいった合意書の取得を協議者に対して指示をするということになります。それで合意書等が整って、最終的に事前協

議が終了になるという、簡単にいうとそういう流れになります。

それでは、1ページ目に戻って頂きたいと思います。この合意書について、冒頭で言ったように、手続きの省略というのを運用しております。この手続きの省略を説明する前に、群馬県における産業廃棄物の処理状況について、背景といいますか、そういったものを説明させて頂きます。

3番の、群馬県における産業廃棄物処理状況でありますけれども、(1)県内処理状況ということで、平成17年度における産業廃棄物の処理実績なんですけれども、208万トン発生しております。このうち66パーセントに当たる137万トンが県内で処理されて、それ以外が県外処理ということになります。

この県内処理率65から70パーセント程度というのは、産業廃棄物の広域処理という前提を考えますと、まずまずの数字なのかなと考えております。

(2)の処理業者の動向ですが、県内の処理業者の動向を見ますと、最終処分業者、埋立処分業者につきましては減少しております。一方で中間処理施設につきましては増加しております、平成12年度において135件であったのが、平成18年度末には198件ということで、再生処理を中心とした体制が進みつつあるなという風に考えております。

産業廃棄物処理業者の業態別に見ますと、全体の約85パーセントは廃棄物の再生利用施設、いわゆるリサイクル施設で占められております。廃棄物は燃やす、埋めるという時代から、主流は再生利用をする施設にシフトしており、今や廃棄物は我が国にとって重要な資源といえると考えております。

もう少し具体的な話をしますと、今、設置が主に進められている施設は、例えば、プラスチックの、こういったものを作る際にですね、プラスチックを原料として成型をするわけなんですけれども、その原料となるプラスチックに廃棄物由来のプラスチックを使うことによって、新しい製品を作っているというような業態が増えてきております。そういうことで原料に廃棄物を使うことによって、実は廃棄物処理法の網がかかって、こうした手続きが必要になるというような施設が、だいぶ最近増えて参りました。

そのようなこともあって、次のページ、2ページ目を見て頂きたいのですが、今度は手続きの省略規定の話になるわけですが、今お話ししたように、廃棄物処理施設にはいろいろな種類の処理施設がありまして、単に埋め立て処分をする、あるいは大規模な焼却施設を造る、こういったものに比べて、プラスチックの再生利用施設のようなものは、周辺に与える影響というものが格段に違うものがあります。

これら施設につきまして、同じ手続きで規程を運用するのはいかなものかなというのがありまして、特に資源循環型社会に寄与する、いわゆるリサイクル施設等の設置に関しては、先ほどの事前協議規程に基づく審査によって、一定の手続きを省略するという運用をしております。この手続きの省略に当たっては、一定の条件を付して手続きを省略することになっております。これは後ほど細かく説明をしますが、言ってみれば、周辺環境に与える影響を小さくして、廃棄物由来で、環境被害が起きないように審査を施した上で、手続きの省略を認めるというような運用をしております。

この手続きの運用が認められると、基本的には、先ほどの合意書の取得について省略をすることができるということになっております。

手続き省略のパターンは、2ページ目に書いてあります、 から までに大きく分けてあります。

まず なのですが、施設の種類やあるいは処理する産業廃棄物の種類から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に対する有効性が高いと認められるような施設、例えば、前回の審議会でご審議いただきました、木くずの破碎処理施設でありますとか、あるいは石膏ボードの破碎処理施設、様々な施設がありますが、こういったリサイクル施設が該当します。

次の なのですけれども、施設の設置場所の周辺の状況や施設の設置等の形態から、周辺地域の生活環境の影響の程度が低く、かつ廃棄物の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備に寄与すると認められる場合ということで、具体的には工業専用地域に設置をした場合ですとか、あるいは処理施設が老朽化することによって、施設の更新を行う、あるいは変更を行うと、こうした場合が該当します。

次に ですが、法律の改正等により、施設を緊急に改装しなければならないような場合といった、この3種類の手続き省略に分けて運用しているということでもあります。

枠の中に事前協議規程の条文第30条というところに手続きの省略が定められております。

それでは、ちょっと具体的に、手続きの省略の運用をどのようにしているかということではありますが、「資料1-2」をご覧ください。「事前協議規程における手続きの省略基準」という資料でございます。

1枚めくって、1ページ目を見て頂きたいのですが、たくさん施設が上がっているので、前回の審議の対象となりました、木くずの破碎処理施設を例にとり、ご説明させて頂きたいと思っております。

まず1ページ目の対象となる協議について、1、2、3とあるわけですが、これが先ほどの 、 、 に該当します。木くずの破碎処理施設については、 に該当するもので、一番上の1のところの木くずの破碎処理施設が書かれています。

1枚めくって頂いて、2ページなのですが、手続き省略の基本的考え方というところですが、先ほどいったように、手続き省略するに当たっては、周辺環境に与える影響をできるだけ低くするという審査を行っております。これは、事前協議における審査、あるいはその後提出される生活環境影響調査というような、その施設に起因する周辺に与える環境を評価する書類等が提出されます。それらの内容を厳正に審査した上、なるべく周辺環境に与える影響を小さくしていくというような評価がされます。

真ん中に、共通基準というのがあるのですが、これが手続き省略するに当たって、基本的には原則として、こういう状況であるということというものでありまして、例えば 建屋内への設置、これは大規模な施設で建屋に入らない場合には、その処理施設にかかる、例えば、騒音や振動を小さくするために防音装置を施すなど、いろいろな手法があり得るのですが、原則的には建屋内への設置ですとか、騒音、振動、地下振動の防止方策、こういったものが共通基準としてあって、これが事前協議の中で審査をされて、手続き省略を認めるかどうか、というのが決定されることとなります。

それで、木くずの破碎処理施設の手続き省略がどういう形で行われるかということ、3ページ目の一番上に、木くずの破碎処理施設というのがあって、右側の方に手続き省略の条件というのが書いてるのですが、ここから、数ページに渡って様々な処理施設を列記しております。

木くずの破碎処理施設でいいますと、基準となります手続き省略のパターンがBパターンということであげてあります。このBパターンがどのようなパターンに該当するかといえますと、この資料の一番最後のページを見て頂きたいのですが、手続き省略のパターンというのがあって、例えば木くずの破碎処理施設でいうと、Bパターンに該当するというところで、右側のAからDまで並んでいるパターンのうち、Bパターンということで、丸印のついた部分が、手続きの省略ということになります。この中には第22条にあげてあります、合意書の取得についても、手続きが省略されるということになっております。

いずれにしても、こういった手続き省略ができるかできないかについては、個々の申請内容を審査した上で、先ほどの共通基準に関しての審査や、あるいは事前協議の中で行われる指導等を通じて、極力周辺環境に与える影響を小さくするよう、指導し、手続き省略を運用しているところであります。

以上、事前協議に関する規程の取扱いについての説明でございました。

(議長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、説明のとおり了承したということで、次に進ませて頂きます。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の田部井と申します。よろしく申し上げます。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」ご説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されておりますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることとなっております。本案件は、この規定に基づきまして、許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であります太田市長が本審議会に付議し、ご審議頂くものでございます。詳細な説明につきましては、太田市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは議案の概要を説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。付議書の写しでございます。太田市からの付議となっております。

続きまして2ページが施設概要となっております。名称は太田都市計画内産業廃棄物処理施設、用途地域は工業専用地域、申請者住所氏名は東京都港区新橋一丁目6番5号、日本道路株式会社、代表取締役社長三好武夫、所在地は太田市新田反町町174-1、176、177-3、太田市新田木崎町1485-1でございます。

敷地面積は既存部分が9,541.29㎡、今回増やします部分が3,880.91㎡、合わせて13,422.20㎡となっております。

主な施設は産業廃棄物処理施設でございます。処理能力は、がれき類の破碎処理施設でございまして、新設する施設が一日あたり1,200t、既存の施設が一日あたり440t、合計1,640tでございます。

建築物の延べ面積につきましては、新設する建築物が416㎡でございます。既存の建築物が1,965.07㎡、合わせて2,381.07㎡でございます。

本施設は建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当しまして、処理能力が一日あたり100tを超えるがれき類の破碎施設でありますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものであります。

施設の概要につきましては、許可権者であります太田市の建築指導課田口課長からの説

明とさせていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課の田口と申します。第1号議案について補助説明をさせていただきます。

申請者の日本道路株式会社は、昭和4年に設立され、道路建設、舗装工事を中心に一般土木、一般建築、建設コンサルタント、不動産取引業務及び産業廃棄物の処理及び製品販売を行っている会社でございます。

太田市にある、新田反町町工場は、昭和48年からアスファルトプラント工場として操業し、平成9年からは産業廃棄物処理業の許可を受けて、主に道路工事に伴い発生するアスファルト廃材を破碎処理し、再生骨材を生産する施設を併設しまして、現在に至っております。

近年、道路工事や建築物の解体工事などから発生するコンクリート廃材やアスファルト廃材などの建設廃材の処分やこれらの建設廃材の再資源化に対する需要が増大してきており、処理能力が一日あたり440tの既存破碎処理施設に加え、敷地を拡張して、処理能力が一日あたり1,200tの破碎処理施設を新設したいとして許可申請されたものであります。

がれき類とは、工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する各種廃材のことでございます。

さて、がれき類の破碎処理施設が建築基準法第51条の規制の対象となったのは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、平成13年2月1日からでありまして、日本道路株式会社新田反町町工場の既存の破碎処理施設は、既に平成9年に設置されていたため、当時同法第51条の規定の適用がなく、今回破碎処理施設を新設することにより、初めて許可申請が必要になったものでございます。

なお、敷地は都市計画上、工業専用地域内にあり、敷地増を伴うため、今回の許可を取得後、都市計画法第29条の許可を受けることになっております。

次に添付図書をご説明させていただきます。スクリーン又は図-1をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は太田市の西部、旧新田町地区にあり、太田市の中心部から約6km離れた、新田中部工業団地の一角にございます。

スクリーン又は図-2をご覧ください。申請地から300m以内の状況を示しております。赤字で示しましたのが今回の申請地で、青色で示したのが周辺の工場でございます。また、スクリーンを見て頂きたいのですが、オレンジ色の線で囲まれたエリアが工業専用地域でございまして、申請地は工業専用地域の西の端に位置しております。

敷地の西側、北側は農地になっており、東側は市道を挟んで製鉄工場、南側は鉄線の製造工場がございます。申請地から最も近い住宅につきましては、黄色で示してある位置、南西側約370mのところでございます。

スクリーン又は図-3をご覧ください。こちらは敷地の状況を示したものでございます。図面上、上が北でございます。青色で示してあるA~Hが既存の建築物でございまして、このエリアが既存部分の敷地でございます。また黄色で示してありますが、新築の建築物でございまして、図面上、この建築物の上の部分のエリア、スクリーンを見て頂きたいのですが、緑色のエリアが敷地の増加部分でございます。現在は新田反町町工場の資材置場として使用されております。

既存部分から説明いたしますと、青色のAの建築物の部分に、一日あたり処理能力440tのがれき類の破碎処理施設がありまして、A及びBは製品のストックヤードの部分でございまして、また、中央のCはアスファルトプラント、その右のDは事務所でございまして、Eは車庫、F~Hは物置、資材置場であります。

次に、新設する施設でございますが、敷地の増加部分の西側、図面上、敷地左上から黄

色の建築物にかけて、一日あたり処理能力1,200tのがれき類の破碎処理施設を設置する計画でございます。施設の概要につきましては次の平面図で説明させていただきます。

搬入、搬出車両の出入りにつきましては、幅員15mの市道2級8号線を通り、申請敷地東側の青い で示したところから出入りいたします。

スクリーン又は図-4をご覧ください。こちらは平面図で、新設される破碎処理施設の機械の配置を示したものでございます。先ほどの配置図とは異なり、図面上右方向が北となっております。右下が原材料のストックヤード、右上から左上にかけて、破碎機及び回転式ウィンチなどの機械、左上が製品のストックヤードとなっております。先ほどの配置図のところの説明しましたが、黄色の建築物は製品のストックヤード小屋でございます。

次に破碎処理工程についてご説明いたします。右下の をご覧ください。トラックによりコンクリート廃材などの原材料がストックヤードに搬入され、保存、保管されます。

をご覧ください。保管されていた原材料を、バックホーでホッパーに投入し、振動フィーダ、これは振動式のふるいでございますが、ふるい分けいたします。ふるい分けされた原材料はその大きさにより、30mm~0mmのものは、 のベルトコンベヤーで製品ストックヤード1にそのまま製品として運ばれます。30mmを超えるものにつきましては、 のロールクラッシャー、1次破碎機でございますが、1回目の破碎が行われます。

次に ~ をご覧ください。ロールクラッシャーで破碎された原材料は、 のベルトコンベヤーでインパクトクラッシャー、2次破碎機でございますが、2回目の破碎が行われ、 のベルトコンベヤーで1次トロンメル、これは回転式のふるい機でございますが、1回目のふるい分けが行われます。

次に 、 、 をご覧ください。1次トロンメルでふるい分けされた原材料は、30mm~0mmのものにつきましては、 のベルトコンベヤーでそのまま製品として製品ストックヤード1に運ばれ、13mm~0mmのものは のベルトコンベヤーで2次トロンメルに運ばれ、2回目のふるい分けが行われます。また30mmを超えるものにつきましては、 のベルトコンベヤーでインパクトクラッシャーに運ばれ、再度破碎されることとなります。

、 をご覧ください。13mm~0mmのものは、2次トロンメルで再度ふるい分けされまして、13mm~5mmのものは、製品ストックヤード に、5mm~0mmのものは、 のベルトコンベヤーで既存の製品ストックヤードに運ばれることとなります。したがって、原材料は、30mm~0mmの製品、13mm~5mmの製品、5mm~0mmの製品に破碎処理されることとなります。

以上、今回申請の破碎処理施設の破碎処理工程を説明致しましたが、既存の廃棄物処理施設も同様の工程でアスファルト廃材などの破碎処理を行っております。

スクリーン又は図-5をご覧ください。こちらは先ほどご説明致しました破碎処理の工程をフロー図で示したものでございます。赤の矢印で示したのが、破碎処理のフローとなっております。なお、原材料に含まれている鉄は、一次破碎及び二次破碎の後に磁選機によって取り除かれます。

スクリーン又は図-6をご覧ください。これらが破碎された原材料と破碎後の製品の写真でございます。原料のコンクリート廃材やアスファルト廃材が破碎処理され、道路の路盤材やアスファルトの骨材として利用される予定でございます。図面の説明は以上でございます。

続いて補足説明をさせていただきます。本計画施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づき、事前協議書を環境部局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等の主に生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成18年11月2日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。設置許可申請につきましては、現在申請準備中でございます。排水につきましては、施設稼働に伴う粉塵の発

生を防止するための散水をいたしますが、原材料ストックヤードをアスファルト舗装し、地下浸透の防止を図ると共に、敷地内に側溝を設けて近隣への流出を防止いたします。

雨水排水につきましては、施設内側溝から油水分離槽を通じ、市道側溝に放流するため、周辺環境に与える影響はないものと考えております。粉塵対策につきましては、破碎機に囲いと屋根を設けると共に防塵機を取りつけ、稼働時に薬剤噴霧を行い、粉塵の飛散を防止いたします。またベルトコンベヤーには、カバーを設け、原材料ストックヤードには高さ3mの擁壁を、製品ストックヤードには囲いと屋根を設け、冬季の季節風対策を行います。

騒音対策につきましては、破碎機に囲いと屋根を設置し、回転式ふるい機は低騒音型のものを導入することにより、騒音の抑制を図ります。振動対策につきましては、破碎機に防振ゴムシートを設置し、回転式ふるい機は低振動型のものを導入することにより振動の抑制を図ります。

また、周辺住民の同意ではございますが、今回の申請にあたり、申請地から500m以内の住民を対象に、説明会を開催し、また欠席者に対して個別に説明を行っておりますが、反対するとの意見は頂いておりません。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画法上支障がないため、本審議会に付議したものでございます。太田市からの補足説明は以上でございます。

(事務局)

以上で第1号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、異議なしの声がございましたが、本案につきましてはご異議ないものと認めさせて頂いて、原案どおり決定させていただきました。

ありがとうございました。

第2号議案「前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」

(議長)

次に、第2号議案「前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案「前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」を説明させて頂きます。議案書は3ページ、A3の議案添付図面に位置図と設計図がございますが、その他にA4で右肩に

「資料2」、「資料3」と印刷されている、知事あてに提出されている意見書の要旨と本文をお配りしております。

最初に事業の概要についてご説明いたします。お手元のA3の議案添付図面では、後ろから2枚目の図-7と同じものを前面に写しだしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、二中地区(第一)の位置関係ですけれども、JRの前橋駅の北側に上毛電鉄の中央前橋駅がございます。国道50号がその間を前橋から桐生方向に向かいまして走っております。

二中地区(第一)ですけれども、前橋市の中心市街地の東側に位置しまして、国道50号の北側で中央前橋駅の南の約13.2haの区域です。図面では、小さく赤で囲った区域になります。

次に周辺の面整備の状況をご覧いただきたいと思っております。二中地区土地区画整理事業の施行区域の全体ですけれども、赤い太線で囲った全部で76haの区域でございまして、昭和45年3月31日に都市計画決定されまして、その後、第四から第一まで、色で分けてございますが、第四から第一までの4つの区域に分割して事業を進めております。

前の図面では、赤く囲った部分でございましたけれども、この図面では緑色の部分が、二中地区(第一)の区域です。このうち一番東側の第四、19.8ha、図面では白い部分になりますが、これについては昭和62年から平成10年までで施行済み、第三の24.7ha、青い部分ですが、これについては平成5年に事業認可を受けて現在施行中でございます。北側の黄色い部分、第二については、今後施行予定となっております。

さらに、その周辺ですけれども、中央都市改造事業や戦災復興事業、あるいは東部土地区画整理事業等で、すでに整備済みでございます。また、この二中地区ですが、国道50号、この地区の南側になります、それと地区の西側の主要地方道前橋赤城線、前橋駅から赤城へ向かっている道路であります、それと東側の東部バイパス、これらの主要幹線に囲まれまして、交通流入量が年々増大しておりますが、道路が未整備のため、地区内の円滑な交通安全性が確保しにくい状況となっております。

次に2,500分の1の設計図をご覧頂きたいと思っております。地区の特徴的なことといたしましては、地区内に寺社、お寺ですけれども、これが4つございます。その他は、細い路地に戦災を逃れた老朽家屋が大半を占める、既成の密集市街地でございまして、防災上の問題を多く抱えた住宅地となっております。また、地域住民の高齢化や人口減少が進んでいることも相まって、中心市街地や駅に近いなどの条件が良いにもかかわらず、相対的に沈滞した地区となっております、周辺地区の整備の進捗に伴って、今後ますますその傾向が強まるものと予想されております。

この設計図に都市計画道路や緑地を着色して見やすくした設計図がこちらでございます。これらのことから、本事業は交通混雑の緩和、災害の防止及び宅地利用の増進を図るため、都市計画道路、区画道路及び緑地などの公共施設を整備、改善すると共に、街なか居住地としての環境を整えることによって市街地中心部の人口の定着化を促し、にぎわいのある健全な市街地を形成することを目的とした事業でございます。

事業計画の概要ですけれども、今年度事業認可を予定しておりまして、施行面積13.2ha、施行期間は平成20年度から平成34年度、総事業費90億円となっております。また、設計図ご覧のとおり、地区内に茶色く塗られた都市計画道路が3路線、それと黄色く塗られた区画道路が配置されまして、地区の北側の広瀬川沿いの緑地を計画しております。また、減歩率は25.06%となっております。

この区画整理事業の施行主体は前橋市でございますけれども、県はこの事業計画を認可する立場でございます。この認可に先立ちまして、土地区画整理法第55条第1項の規定に基づきまして、事業計画を平成19年8月13日から27日までの2週間、公衆の縦覧

に供したところ、51名の方が閲覧に見えました。そのうち1名の方から群馬県知事あてに意見書が提出され、そのため同条第3項の規定によりまして、この意見書を当審議会に付議し、その採否について議決をお願いするものでございます。

意見書要旨につきましては、別添のA4の右肩に「資料2」と印刷してありますが、そこに載せてございます。

また、意見書本文についても、これは個人名が入っているため、審議会終了後に回収させていただきますが、A4の「資料3」としてお配りしてあります。

意見書の内容につきましては「資料2」の要旨の方で説明させていただきます。1枚、2枚開いて頂きますと、左側に意見書の要旨、右側に施行者、これは前橋市になりますが、この意見に対する見解を載せてあります。

全体で15項目あるわけですが、それぞれの項目で重複する部分もございしますが、大きく分けて、この事業に対する道路計画に対する意見と、人口減少や高齢化による今後の生活不安から移転等を伴う区画整理そのものに対する意見だと思います。

まず、ですけれども、「周りは道路だらけであり、しかも先祖代々から譲り受けた自分の私有地がL字の道路に分断されてしまうという、本計画全体について賛成できない。」これは、今、前面の図面で矢印で指している、このL字の道路のことかと思われる。なお、本文の写しでは、図面もつけておりますが、このL字型道路で分断されるので賛成できないといった記載がされております。

それと、ですけれども、「不必要と思われる道路の拡幅や新設が多く、その分、減歩率が増加する。」「区画整理は市全体の発展を狙ってのことであるし、望みもしないのに大事な財産をなぜ削らなければならないのか」といった減歩に対する反対意見でございます。

それからからですけれども、具体的には、「人口減少の長期展望に逆行する事業であり、交通量の増加の見込みのない道路の拡幅工事は必要性の薄い先行投資であると共に、住宅地域では、安全面、健康面、騒音等の住環境の悪化による心身両面の負担が大きく、本事業のメリットはまったく見いだせない。」、また、「国道50号についても深刻な道路渋滞は発生しておらず、道路整備の必要性は感じられない。」といった内容です。

それとですけれども、「本地域の人口密度から、広瀬川付近の緑地が妥当かどうか疑問である。」ということ。これは先ほど説明しました地区の北側に広瀬川沿いに緑地0.8ha、このことについての意見です。

それからからは、「地価が上昇しても、固定資産税が増えるだけで、かえって地権者の負担増である」、また「対象地域はすでに市街地であり、本事業により受ける恩恵は地権者ではなく、むしろ地区外の市民である」といったことや「家賃収入で老後の日々を送っている現状から一時的にせよ、収入が途絶えることは死活問題であり、高齢者や低所得者について、この区画整理事業は多大な労苦を伴う減歩・清算金等の住民負担増を強いられ、人生設計が狂わされてしまう。」「所有する土地は個人の財産であり、無意味な事業には賛成できない。」としています。

そして最後にとして、「土日でもシャッターの閉まっている商店の現状から、生糸で栄えた過去との落差に大変な悲哀を感じる。まずは周辺部の整備ではなく、中心部や商業地域の整備や産業の活性化で潤いのある生き生きとした街の育成が先であるとする。県民、市民の血税を有効に利用し、過去の反映を取り戻せるよう、再度慎重な検討をお願いする。」といった内容となっております。

先ほど申し上げましたが、これら意見に対します施行者の見解を項目ごとに右側の欄に記してあります。

以上で第2号議案に係わる幹事からの説明といたしますが、引き続き、施行者であります前橋市から意見書に対する考え方等を説明させていただきます。

(前橋市)

引き続き説明をさせていただきます。前橋市区画整理第二課の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「前橋都市計画事業二中地区(第一)土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書」について、前橋市の考え方を説明させて頂く前に、二中地区土地区画整理事業の概要について、パワーポイントを使って説明をさせていただきます。先ほど事務局よりご説明頂きましたことと重複する部分もありますが、よろしく申し上げます。

最初に、二中地区のまちづくりでございますが、市の中心部に位置する未整備区域で赤い線で囲まれた、全体の面積が約76.3haあります。老朽化した住宅の密集した区域であり、昭和45年に区画整理事業の都市計画決定がなされております。また、周辺は戦災復興土地区画整理事業、中央都市改造事業、城東地区土地区画整理事業、東部土地区画整理事業、新町地区土地区画整理事業として整備が進んでおります。

さらに、本地区は住宅密集地域であることから、区画整理事業を進めるために、減歩緩和の用地の先行取得の必要があり、区画整理区域を4つの工区に分け、各工区とも必要面積の買収を進めてまいりましたが、用地の先行取得が整った工区から事業に着手をいたしました。

現在の二中地区の状況でございますが、第4工区につきましては、昭和62年に事業に着手し、平成10年に事業が完了しております。第3工区につきましては、平成15年に着手し、現在約80%の進捗率となっております。第1工区につきましては、今年度事業認可を得られるように取り組みを進めてまいります。また、第2工区につきましては、未着手でございますが、用地取得の目途がつき次第、手続きを進める予定であります。

次に地区内の状況について説明をさせていただきます。画面のように、緊急車両の通行も困難な狭い道路が多く、安全が確保された通学路等もない状況でございます。そのため土地区画整理事業を実施し、道路や公園を整備すると共に防災機能の向上や交通障害の解消を図り、安全で快適なまちづくりを進めたいと考えております。

次に設計図でございますが、オレンジ色で表示をした都市計画決定をされている道路を幹線といたしまして、黄色で表示をした幅員6mを主体とした生活道路を配置し、広瀬川には市民が憩える河畔緑地を配置しております。

次に意見書の提出されました該当地をレンガ色で表示してありますが、その付近の道路計画について説明をさせていただきます。

土地利用の状況や土地の大きさを考慮し、幅員8m道路と都市計画道路三河朝日町線の間、幅員6mの生活道路を配置する計画となっております。この幅員6mの生活道路を都市計画道路に向かって直進させますと都市計画道路の交差点に近接して、生活道路の交差点ができ、大変危険な状況になりますので、交通の安全を考慮し、生活道路をL字型に曲げ、幅員8mの道路の方で交差をさせ、安全の確保ができるように考えております。

次に、河畔緑地の状況でございます。「水と緑と詩のまち」にふさわしく、前橋公園から中心市街地を経て、こども公園まで都市計画をされておりまして、一体性、連続性を高めることにより、水と緑のネットワークの機能を拡充すると共に市民の憩いの場として使用をできるように計画をしております。

次に、前橋市中心市街地活性化基本計画区域との関連でございますが、本事業は中心市街地242haの区域の中に位置しており、中心市街地を補完する住宅地を形成する事業として、重要な役割を果たすと考えております。

続きまして、意見書に対する前橋市の考え方を説明させていただきます。先ほど事務局より意見書に対する説明がありましたが、意見書の要旨は、「所有している土地が、区画整理事業の計画道路により分断されてしまうことや、不必要と思われる道路が多くあり、減歩が増え、減歩は地権者の大きな負担となると同時に、本事業のメリットは全くなく、費用

対効果のない、無駄な公共事業である、さらには、中心部や商業地域の整備、産業の活性化により生き活きとしたまちを育成するのが先であると考えるので、再度慎重な検討をお願いしたい。」という内容でございます。

意見書に対する本事業の基本的な考え方を説明させていただきます。

最初に、道路計画ですが、二中地区（第一）における道路計画につきましては、都市計画決定をされております、3本の都市計画道路を幹線として考え、幅員6mを主体とした区画道路を地区内の住民の生活道路として考えております。区画道路につきましては、現況の土地利用状況等を考慮し、必要となる道路を検討いたしますが、交通安全上も考慮する必要がありますと考えます。

そのため、該当地付近についても、現況の土地利用状況を踏まえ、交通安全のことを考慮した道路計画となっております。この道路計画により、所有している土地が分断されたまま、残ってしまうのではないかと心配されている点につきましては、本事業は区画整理事業でありますので、従前地の土地利用状況に照応するように換地を定めるため、心配されているような、土地が分断されたまま残ってしまうということはありません。そして土地区画整理事業は、道路や公園等の公共、公益施設を整備するため、減歩や清算金といった負担も生じますが、当初に申し上げましたように、前橋市としても、用地の先行取得を進め、減歩の緩和に努め、地権者の皆様の負担の軽減が図られるようにしておりますので、理解を頂きたいと思えます。また、区画整理事業を施行することにより、土地利用の増進が図られ、防災機能の向上や交通障害の解消により、安全で快適なまちづくりが形成されますので、決して無駄な公共事業ではないと考えております。

さらに、本地区は高齢者の世帯も多く、不安に思われる点多々あると思われませんが、本市では、住民の方々からよく話を聞き、話し合いをしながら区画整理事業を進めるということは基本姿勢でございますので、関係地権者の皆様には十分な説明をし、御協力を得ながら事業の進捗を図って参りたいと考えております。また、中心市街地の整備につきましては、前橋市中心市街地活性化基本計画を策定し、にぎわい再生に向けて様々な事業を計画しております。本事業もその基本計画の個別事業として位置づけられ、中心市街地を補完する住宅地を形成する事業として、重要な役割を果たすと考えられますので、皆様のご理解をお願い申し上げまして、意見書に対しての説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

（議長）

それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ宮田委員さん。

（宮田委員）

今ご説明をお伺いしました。区画整理事業というのは、前橋の場合には平均減歩約25%ということですが、この地区の減歩は概ね25.2%ぐらいという話ですから、従来の区画整理事業と遜色はないなということですね、減歩の関係では。

そういった意味合いでは、必然的に道路を余計に多くしているという計画ではないのかなあと思っております。そのことと合わせまして、意見書の中身を見ますと、一番はL字型の道路で分断というような話ですが、これは区画整理事業ですから、減歩はやむを得ない部分でしょうが、集合して換地をするということが大前提ですから、そういった意味合いでは、この意見書の1項目目の誤解というのは、必然的に事業推進の中で解決されると思っておりますので、その辺だけ確認を頂ければという風に思います。

(前橋市)

委員さんの方からのお話でございますけれども、区画整理でございますので、この画面に出ている図面を見ますと、該当地が区画道路で分断されることになっておりますけれども、これは面的な整備でございますので、従前の土地利用に照応するような形で換地を定めていきますので、ご本人様が心配されているように、このように分断されたような形で残るといことはございませんので、よろしく申し上げます。

(議長)

本地区の減歩はほかの事業地区と比べるとどうなんでしょうか。

(前橋市)

前橋市の区画整理事業の基本がですね、減歩率につきましては、平均減歩率25%で事業をさせてもらうというのが基本ですけれども、この二中地区(第一)につきましても25%に遜色のない減歩率で事業ができます。ただ、この地区につきましては、減価補償金地区ということになりますので、どうしても減価補償金で用地を少し先行買収させて頂くということになります。その買収させて頂いた用地を整理前公共用地にあてがう関係から、事業計画では、減歩率は20.5%に下がります。

ただ二中地区は全体で76haございます。その中は第1工区から第4工区まで4つに工区分けされておりますので、現在までに事業が終了した第4工区、それから現在進めております第3工区との公平性を保つ意味では、この20.5%に第1工区がなっても、他の地区と公平性が保たれるような内容で事業を推進していきたいと考えております。

(議長)

ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

それでは、この議決の仕方といたしましては、この意見書を採択するか採択しないかという形になります。

土地区画整理法の第55条第4項で、意見書を採択すべきであると議決した場合には、この事業計画について、自ら修正を加えとか、修正を市町村に求めるとかということになります。採択すべきでないとして議決した場合は、この事業計画を承認するということになります。これらを踏まえまして、採決をさせて頂きたいと思いますが、よろしく申し上げます。

(議長)

本議案の意見書につきましては、採択するか、採択すべきでないか、いかがでしょうか。お諮りいたします。

(宮田委員)

挙手でよろしいのでしょうか。

(議長)

委員さんから意見を出して頂いて、対立すれば多数決になりますけれども、対立しなければ全会一致ということになるのですが。

従いまして、採択すべきであるとお考えか、採択すべきでないとお考えかという意見を出して頂きたいということなのですけれども。

(宮田委員)

基本的には、全体計画の76.3haを工区を4工区に分けて実施している区画整理事業ですが、基本的な考え方は従来と変わってはいないということと合わせまして、先ほど申し上げました、第1項の分断という要素はまったくない、減歩率についても従来と何ら遜色はない状況ということを考えますと、整合を持たせる意味でも、本意見書を採択すべきでないというのが、私の考え方でございます。以上です。

(議長)

採択すべきでないという意見、これについて賛成という意見がございますが、そのような形で取りまとめてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ありがとうございます。それでは本意見書は採択しないことと決定しました。

(議長)

以上で本日の付議案件は終了しました。

報告事項「群馬県都市計画提案手続き要領について」

(議長)

次に冒頭で申し上げました報告事項でございます。「群馬県都市計画提案手続き要領について」事務局から説明して頂きますが、だいぶ時間が経過しておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、報告事項といたしまして、「群馬県都市計画提案手続き要領について」を説明させていただきます。お手元にA4の3枚綴りの「第144回群馬県都市計画審議会報告事項」と、A4の「資料4」といたしまして、要領の案や様式を載せた「報告事項(資料編)」、インデックスの4-1から4-3まで貼ってありますが、これをお配りさせていただきました。

それでは、提案手続き要領の策定に至った経緯や制度の概要等、簡潔に説明させていただきます。主にA4の3枚綴りの「報告事項」の内容を順をおって説明するわけでございますが、前面のスライドを見ながら説明させていただきます。

まず、都市計画の提案制度でございますが、前面のスライドにもありますように、都市計画法21条の2に規定されております。平成14年度に都市計画法の改正により創設されたものでございます。

具体的な内容は、住民等が行政に都市計画の提案をできる制度ということで、住民がまちづくりへの能動的な参加が可能になったわけでございます。

次に都市計画提案できる範囲でございますが、次の都市計画以外のすべての都市計画の提案が可能となっております。提案できない都市計画でございますけれども、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これはいわゆる都市計画区域マスタープランでございます。それから都市再開発の方針等でございます。

次に提案者の範囲ですが、土地所有者、まちづくりNPO、独立行政法人都市再生機構、

それから一定の開発事業の実績を有する者、今回のまちづくり三法の見直しの中で、都市計画法の提案制度では、スライドの赤字で示す、一定の開発事業の実績を有する者が追加となりました。

具体的には、過去10年に0.5ha以上の開発許可を受けて、開発を行ったことのある団体であり、この改正により、広く民間事業者にも提案が可能となったわけでございます。

最初にご説明させて頂いたように、提案制度は平成14年の法改正によって創設された制度であり、なぜ今提案制度の手続き要領かといったことですが、今までは、法的には土地所有者等の提案は可能であったわけですが、県が定める都市計画は比較的大規模なものに限定されることから、手続き要領等、定めておりませんでした。しかし、法改正によりまして、民間の開発業者にもその範囲が拡大されたことから、同時に改正されました大規模集客施設の立地規制や開発許可制度の見直し、あるいは開発整備促進区のような用途を緩和する地区計画制度の創設等を背景として、今後は県決定案件に係わるような大規模な都市計画案件の提案も考えられます。

この改正都市計画法が今年の11月30日に全面施行となるわけですが、今までは提案制度においては、前面のスライドにも示しましたように、提案に必要なものが不明確であるとか、提案をどのような視点で判断されていくのかが不透明であるとか、あるいは行政側にとっては、提案に対する対応をする体制が整っていない、このような課題がございました。

これらの課題に対して、提案者に提案に必要な資料や提案を評価するプロセスを整理し、示すと共に、それにより、行政内部としても提案に対する体制整備を図る必要がございます。

提案手続き要領の策定ですが、今説明したことを整理し、要領を作成していくということでございます。

次に、提案要領の基本的な流れについてご説明いたします。まず、一番上なのですが、提案者による提案がございまして、続いて、提案された都市計画の素案について、検討、評価し、採用するかどうかの判断をいたします。そして、都市計画を決定する必要があると認める場合には、この図の左側の流れになりますけれども、都市計画決定権者により、都市計画案を作成いたしまして、この都市計画審議会に付議いたします。そして、その後都市計画決定となるわけです。

また、都市計画決定をする必要がないと認められる場合には、右側のような流れとなりますが、そのような場合にも、提案された都市計画素案と共に、県の提案しないという見解を本審議会に報告しまして、その後提案者に通知することとしております。

これ以降の提案手続きの具体的な流れですが、この辺については、資料の方の報告事項にもございますので、簡単に説明させていただきます。

まず、提案者による提案がございまして、それが、提案される案件によって、市町村決定か県決定かに振り分けられます。今回の要綱については県決定に係る部分でございます。提案された案件に対して、提案要件が適合しているかどうかについて、受理するものと受理しないものと振り分けられます。この適合するかないかの要件ですが、提案する区域が0.5ha以上であること、あるいは都市計画に関する基準に適合していること、対象とする区域の土地所有者の3分の2以上の同意を得ていること、などとなっております。

対する評価につきましては、報告事項の別添資料のインデックスの「4-3」に添付しておりますけれども、群馬県都市計画提案評価会議設置要綱によりまして、庁内で関係する課や関係する市町村等と組織いたしまして、そこで検討していきたいと思っております。

次に、この評価会議によりまして、この提案に対して、採用するかどうかの判断をいた

しまして、採用する場合には具体的な都市計画手続きに入って行くわけでございます。

この具体的な都市計画手続きでございますけれども、通常の都市計画の法定手続きと同様に、公聴会の開催から、公告・縦覧、当審議会に付議いたしまして、都市計画決定に至るわけでございます。

この事務サイドの評価会議、都市計画提案を採用しないとした時でも、提案を決定しない見解を付して、当審議会にて意見をお聴きします。

今後、先ほども申しましたように、都市計画提案の提案権者の拡大やあるいはまちづくり三法の改正等によりまして、今後、県決定案件に係わるような大きな案件も提案されることも考えられます。また提案された場合には、その都度、この都市計画審議会にて審議して頂くこととなりますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告事項の説明を終わらせて頂きます。

(議長)

本件につきまして、ご質問等ありましたら、お願ひ申し上げます。

(「異議なし」の声)

(議長)

これをもって終了させていただきます。

(議長)

以上で本日の議案の審議は終了しました。委員の皆様にはご熱心な審議を頂きましてありがとうございました。

次回の第145回の審議会は、平成19年12月25日(火)の午後2時から開催を予定しております。よろしくお願ひします。

これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会 15:00)